

和歌山県 男女共同参画基本計画 〈第5次〉

概要版

男女共同参画でつくる 元気な和歌山



和歌山県男女共同参画基本計画を 改定しました

長期的な目標

男女共同参画でつくる 元気な和歌山

県では、平成14年3月に「和歌山県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会を形成するためのさまざまな施策を総合的・計画的に推進してきました。

しかし、令和2年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」から、固定的な性別役割分担意識が未だ根強く存在していること、男女の平等感についても「社会全体」で男性優遇と感じている割合が依然として高いことがわかりました。また、政策・方針決定過程への女性の参画も十分とはいえません。

こうした状況やこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、「元気な和歌山」実現に向け男女共同参画を一層推進するため、今回計画を改定しました。

(計画の期間)

令和4年度から令和8年度

(計画の性格)

- ・男女共同参画社会基本法第14条で定める法定計画
- ・和歌山県男女共同参画推進条例第7条に定める「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」
- ・女性活躍推進法第6条に基づく都道府県推進計画（該当箇所：施策の方向Ⅲ「男女がともに活躍する社会づくり」）
- ・平成29年4月に策定の「和歌山県長期総合計画」をはじめ、和歌山県の他の計画等との整合性を図った計画
- ・取り組むべき男女共同参画の推進に関する施策を示すことにより、県や市町村はもとより、県民、企業、関係機関、団体等それぞれの立場で、自ら考え行動するために共有する指針となる計画

施策体系

施策の方向Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- 1 男女共同参画に向けた意識改革
 - (1) 広報・啓発活動の充実
 - (2) 調査・研究及び施策への取り入れ
- 2 相談体制の充実・相談窓口の広報
- 3 男女共同参画推進のための教育等の充実
 - (1) 学校教育での取組の充実
 - (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の推進
 - (3) 生涯学習等の推進

1 男女間のあらゆる暴力の根絶

- (1) 配偶者等からの暴力への対策の推進
- (2) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (3) 性犯罪等への対策の推進
- (4) 各種メディアにおける男女の人権の尊重

2 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり

- (1) 適切な性教育の推進
- (2) 生涯を通じた健康支援
- (3) 妊娠・出産期における女性の健康支援
- (4) HIV／エイズ等の性感染症対策、薬物乱用対策、喫煙・飲酒対策の推進

3 困難な状況に置かれている人への支援

- (1) ひとり親家庭に対する支援の充実
- (2) 貧困に直面している人や社会生活を円滑に営むことが困難な人への支援
- (3) 高齢者や障害のある人が安心していきいきと暮らせるための取組
- (4) 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援
- (5) 性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々への支援

1 政策・方針決定過程での女性の参画の拡大

- (1) 県の政策決定過程への女性の参画拡大
- (2) 市町村における取組の促進
- (3) 企業、団体等の取組の促進

2 働く場と家庭における男女共同参画の推進

- (1) 雇用の分野における男女共同参画の推進
- (2) 就業に向けた支援
- (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた環境整備
- (4) 子育て支援策の充実
- (5) 介護支援策の充実
- (6) 家庭生活への男女共同参画の推進

3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

- (1) 地域社会への県民参画促進
- (2) 農林水産業、商工業等の分野における取組促進
- (3) 防災・災害復興における男女共同参画の推進
- (4) 理工系分野への女性の参画促進

施策の方向Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

1 男女共同参画に向けた意識改革

広報・啓発活動の充実

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず一人一人が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、すべての取組の基礎となるのが「意識」です。「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的性別役割分担意識の解消や、「男性は家事が下手だ」「女性は細やかな気遣いができて気が利く」といった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等の性差に関する偏見の払拭に取り組めます。

2 相談体制の充実・相談窓口の広報

男女共同参画センター“りいぶる”を、男女共同参画に関する活動及び交流の拠点として、より利用しやすい場とするため、相談員の資質向上や関係機関との連携強化、相談体制の充実に努めます。

男女共同参画センター“りいぶる”

〒640-8319 和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階



- ・開館時間 火曜～土曜日 午前9時～午後9時
日曜日 午前9時～午後5時30分
- ・休館日 月曜日、祝日
年末年始（12月29日から1月3日）



りいぶるは、「男女共同参画社会実現」のための様々な活動と交流の場として、男女が共に責任をわかち合いながら社会のあらゆる分野へ参画することを支援する和歌山県の拠点施設です。交流スペースでの出会いや、講座・講演会などを通しての学習、図書やDVDによる情報収集、各種相談や支援といった機能を有しています。相談窓口の詳細は本冊子の裏表紙をご覧ください。

3 男女共同参画推進のための教育等の充実

学校教育での取組の充実

学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女が協力して生活することの重要性などについて、発達段階に応じた指導の充実を図り、一人一人の個性や能力を尊重しながら、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育みます。また、学校運営が性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われないよう取組を進めます。

男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の推進

家庭での教育は、人間形成の基礎を築く大切なものであり、親世代の意識や生活態度は、子供に大きな影響を与えます。子育て中の親やこれから親になる人たちを対象に、男性の子育て参加を促すなど、男女共同参画の視点に立った家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

生涯学習等の推進

インターネット等の情報通信技術などを有効活用しながら、主体的に考え、男女共同参画の視点で行動できる人材の育成を図るとともに、生涯にわたる学習機会の確保と充実に努めます。

施策の方向Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

1 男女間のあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力への対策の推進

男女間の暴力は、重大な人権侵害であり、その背景には、男女の固定的役割分担意識や経済力の格差、上下関係など男女の置かれている構造的な問題が存在します。暴力の根絶に向けた防止対策、相談環境の整備とともに、加害者や被害者になることを未然に防ぐため、若年層への教育や啓発を進めます。

セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

職場や学校等、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発を実施します。

性犯罪等への対策の推進

性犯罪やストーカー行為、売買春、人身取引等は重大な犯罪です。県では、これらの犯罪の取締りを強化し、検挙措置等を厳正に講じるとともに、被害者の立場に立った切れ目のない支援を講じます。

性暴力救援センター和歌山「わかやまmine（マイン）」

TEL:073-444-0099（オーエンキューキュー）

- ・電話相談 24時間365日(但し、22時～翌朝9時と年末年始はコールセンターでの対応となります)
- ・面接相談 9時～17時45分

性暴力被害に関する電話や面談による相談をお受けします。

心身の状態に配慮しつつ、相談者の同意のもとに協力してくれる産婦人科医につなぎます。



2 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり

適切な性教育の推進

児童生徒が、インターネット等の情報を適切に取捨選択し、自己の成長発達に役立てる能力を身に付けられるよう指導するとともに、発達段階を踏まえた性に関する指導を行います。また、望まない妊娠や性感染症(HIV感染等)などに対する正しい知識の普及に努めます。

生涯を通じた健康支援

男女が互いの性について理解を深めることで意思を尊重し合い、生涯にわたり健康と安全が確保されるよう対策を進めます。

妊娠・出産期における女性の健康支援

安心して子供を産み育てることができる医療体制の確保に努めるとともに、不妊で悩む夫婦に対する情報提供や、相談業務の充実を図ります。

3 困難な状況に置かれている人への支援

ひとり親家庭に対する支援の充実

経済的支援、就労支援、生活・子育て支援など、ひとり親家庭の負担を軽減し、実情に応じたきめ細かな自立支援策の充実に努めます。

貧困に直面している人や社会生活を円滑に営むことが困難な人への支援

生活困窮者自立支援制度により個々の課題に応じた支援を行うとともに、生活が逼迫する生活困窮者には生活保護を適用するなど、早期に必要なかつ適切な支援機関につなぎ、社会的自立を促進します。

高齢者や障害のある人が安心していきいきと暮らせるための取組

高齢者や障害のある人が生きがいを持ち社会参加できるよう、活動の場の充実や、経済的自立に向けた就労支援等を行います。

複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

外国人であることや同和問題などに加え、女性であることで更に困難な状況に置かれている場合があります。あらゆる人々の社会参画を可能にする人権尊重の社会づくりを目指します。

性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々への支援

性の多様性について正しい理解を深める広報・啓発の強化とともに、相談体制の充実を図ります。

施策の方向Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり

1 政策・方針決定過程での女性の参画の拡大

県の政策決定過程への女性の参画拡大

政策決定過程での男女の均衡を図るための取組は、男女共同参画を進める上で重要です。県の審議会など様々な政策決定過程において、女性の意見が広く反映されるよう登用に関する取組を進めます。

企業、団体等の取組の促進

企業や民間団体等の方針決定過程での女性の参画を促進するため、企業等の男女間の格差を是正するための積極的改善措置を促進し、女性が働きやすい環境整備を進める啓発や情報提供を行います。

女性活躍企業同盟

女性の継続就業やキャリア形成に率先して取り組む企業及び団体を「女性活躍企業同盟」として組織化し、優れた取組の顕彰、参加企業等間の交流、各種セミナーの開催を通じて、女性が活躍できる環境整備を促進しています！！



2 働く場と家庭における男女共同参画の推進

雇用の分野における男女共同参画の推進

男女が均等な機会と、能力と意欲に応じた待遇を受けられるよう環境整備や支援を実施するとともに、職場における各種ハラスメント防止対策を推進します。

就業に向けた支援

女性の起業や、育児・介護を理由に退職した女性の再就職を支援する相談やセミナーを実施します。

再就職支援センター（はたらコーデわかやま）について

再就職やUターン転職についてワンストップで相談できる再就職支援センターを設置しています！！

再就職にあたっての不安や悩みから面接等の相談まで専門の相談員が対応します！！



ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた環境整備

男女が共に仕事と家庭や地域での生活との両立を図りながら暮らせる地域社会のために、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様で柔軟な働き方ができる環境づくりを推進します。

子育て支援策の充実

多様なライフスタイルに対応した子育て支援策を充実させるため、行政と企業、地域、学校、団体等が連携しながら、社会全体で子育てを応援する取組を進めます。

介護支援策の充実

介護が必要な人のニーズに合ったサービスの提供に加え、介護が必要な家族を抱える労働者が働き続けられるよう、介護休業制度の整備や多様な働き方ができるよう企業等に意識啓発を行います。

3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

地域社会への県民参画促進

地域の課題に取り組むボランティアやNPO団体等の紹介、情報発信に努め、県民一人一人の地域社会への積極的な参画を促進します。

農林水産業、商工業等の分野における取組促進

農林水産業での男女共同参画を推し進め、情報通信技術（ICT）やロボット等の先端技術を活用したスマート化を推進し、多様な人材が担い手として活躍できる環境づくりを進めます。

防災・災害復興における男女共同参画の推進

防災の現場に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、計画策定段階からの意思決定の場への女性の参画を推進します。

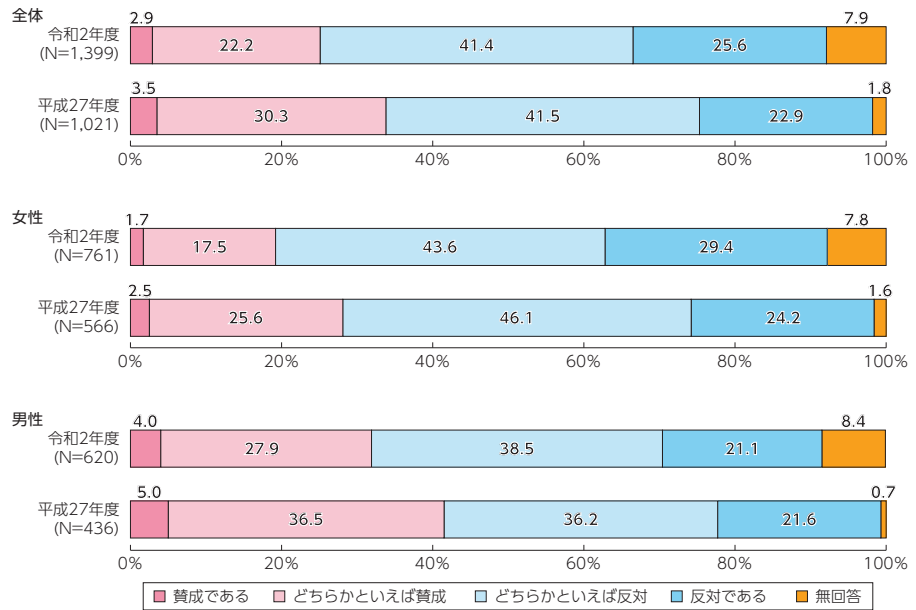
理工系分野への女性の参画促進

児童生徒が科学技術に興味を持つ機会の提供や、理工系分野への女性の参画促進に向けた意識啓発を行います。

本県の男女共同参画の状況（抜粋）

◎ 男女の決められた役割分担（固定的な性別役割分担）についての考え

固定的性別役割分担について、『否定的な意見』（「どちらかといえば反対」、「反対である」を合わせたもの）は67.0%と前回調査から2.6ポイント増加しました。

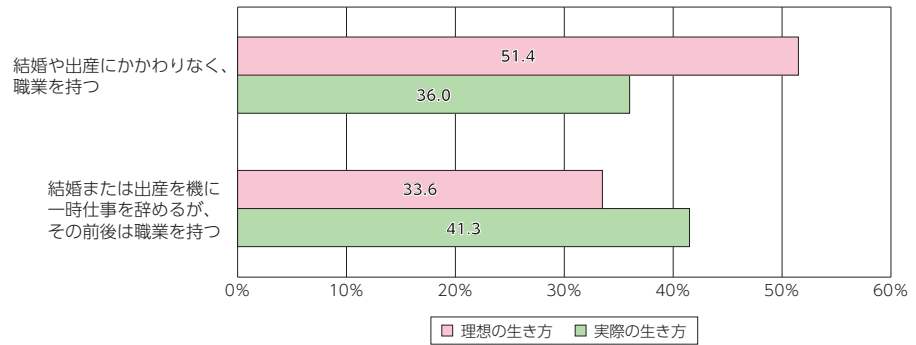


資料：令和2年度和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」

◎ 女性の理想の生き方・実際の生き方

「結婚や出産にかかわりなく、職業を持つ」生き方を理想とする女性は51.4%でしたが、実際は36.0%に留まりました。

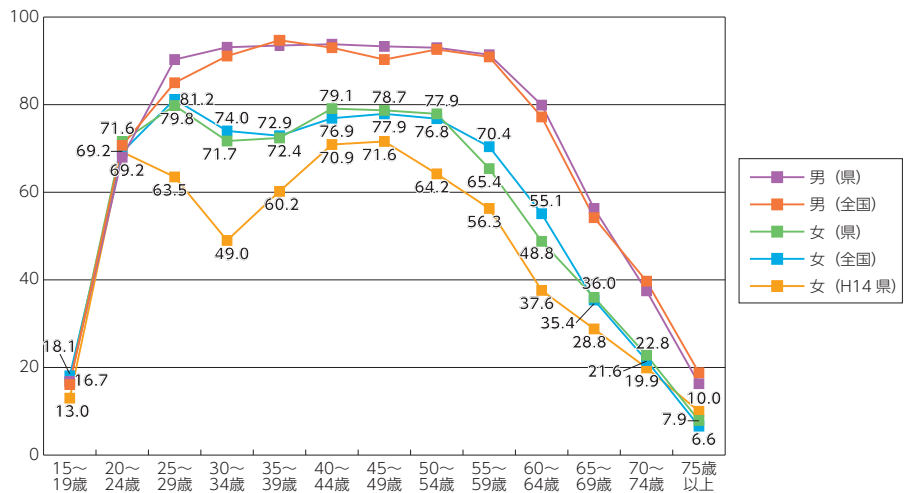
また、「結婚または出産を機に一時仕事を辞めるが、その前後は職業を持つ」生き方を理想とする女性は33.6%でしたが、実際は41.3%と高くなりました。



資料：令和2年度和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」

◎ 県と全国の年齢別労働力率

女性の年齢別労働力率は、30歳代が落ち込むいわゆる「M字カーブ」が台形型に近づきつつあります。



資料：平成29年就業構造基本調査

数値目標（抜粋）

数値目標の内容	目標時期	目標値	現況値
固定的な男女の役割分担意識に否定的な人の割合	令和8年度	80%	67.0% (R2)
管理職員に占める女性の割合（県庁）	令和7年度	15%	8.5% (R3)
事業所における指導的立場（係長相当職以上）に占める女性の割合	令和8年度	30%	20.0% (R1)
女性活躍企業同盟	令和6年度	1,500事業者	873事業者 (R4.2)
就業意思のある女性（15～64歳）の有業率	令和9年度	100%	85% (H29)
男性の育児休業取得率	令和8年度	30%	15.3% (R1)

相談窓口

和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”

あなたの悩みを受けとめ、あなたらしく生きるお手伝いをしています。男女共同参画相談員が対応する電話や面接による総合相談、女性カウンセラーが対応するカウンセリング、女性弁護士が対応する法律相談が受けられます。

男性の方は、男性相談員が対応する電話相談が受けられます。

総合相談

家庭や職場のこと、生き方への不安など自分らしく生きるうえでさまたげとなるさまざまな悩みや相談に男女共同参画相談員が応じます。

●電話相談

火～土曜日 9:00～20:30（受付は20:00まで）
日曜日 9:00～17:00（受付は16:30まで）

●面接相談（要予約・女性のみ）

火～土曜日 9:00～17:30（受付は16:30まで）
日曜日 9:00～16:00（受付は15:00まで）

カウンセリング

女性が抱えるところの問題に女性カウンセラーが応じます。

●面接相談または電話相談（要予約・女性のみ）

●毎月第2・第4金曜日13:00～15:40
※1日3人、相談時間は1人40分

法律相談

夫婦、財産相続、金銭問題等、女性にとって身近な法律上の問題に女性弁護士が応じます。

●面接相談（要予約・女性のみ）

●毎月4回程度（不定期）13:00～14:50
※1日3人、相談時間は1人30分

男性相談

男性のための電話相談です。職場のストレス、夫婦・家族・人間関係の問題に男性相談員が応じます。予約優先です。（匿名可）

●電話相談（男性のみ）

●毎月第2水曜日16:00～20:00（受付は19:30まで）
※相談時間は1人40分

令和4年3月

和歌山県男女共同参画基本計画【第5次】 概要版

和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL: 073-441-2510 FAX: 073-441-2510

ホームページ: <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031400/index.html>



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



この印刷物は地球環境に優しい植物油インキを使用しています。